

道路上に張り出し又は交通に支障を及ぼすおそれのある竹木等の

伐採・せん定・適正な管理のお願い

沿道竹木等の管理が適正にされていないと、道路に張り出した枝に自動車が接触したり、枯れ木の枝が自動車に落下したり、道路側への倒木により自動車が通行できなくなるなど、道路利用者の通行の安全を害します。

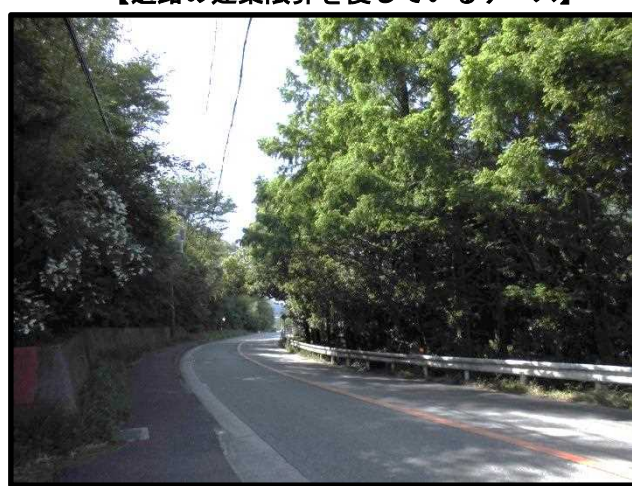
これらが原因で自動車や歩行者等に事故が発生すると、樹木の所有者の責任を問われることがありますので、沿道竹木等の適正な管理をお願いします。

なお、風雨等により建築限界を侵すなど道路交通への危険が迫ったときは、やむを得ず緊急措置として道路管理者において剪定又は伐採し、道路の交通安全確保を行いますのでご理解をお願いします。

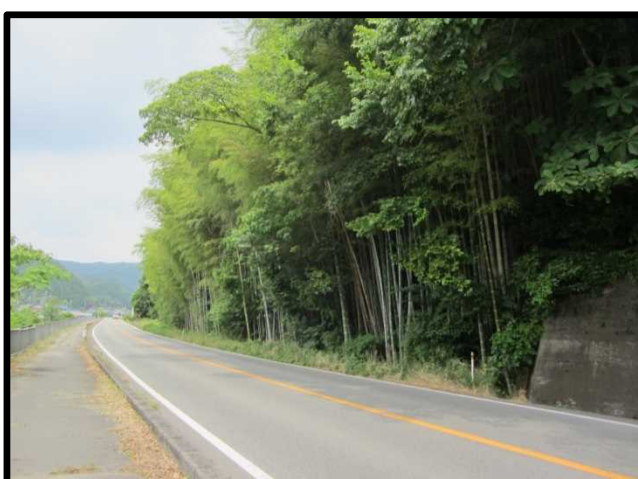
【樹木が道路の上空を覆っているケース】



【道路の建築限界を侵しているケース】



【竹高木が道路沿に林立しているケース】



【道路脇で樹木が枯れているケース】



【樹木を伐採・せん定いただく場合には、次のことにご注意ください。】

- 電線や電話線がある箇所は、事前に最寄りの電気事業者、通信事業者にご相談ください。
- 作業にあたっては作業の安全確保、また、通行車両、歩行者、自転車等への安全確保に十分配慮してください。
- 道路上で作業する場合は、所定の手続き（道路使用許可、道路占用許可等）が必要となる場合がありますので、詳しくは所管の土木事務所へお問い合わせください。

【問い合わせ先】

○ 兵庫県県土整備部土木局道路保全課(管理班)

TEL : 078-362-3522 Fax : 078-362-4278

E-mail : dourohozenka@pref.hyogo.lg.jp

○ 県下・各土木事務所等

各土木事務所管理(第1)課等までお問合せ下さい(神戸土木事務所は除きます)。

参考法令

民法

(竹木の枝の切除及び根の切取り)

第 233 条 隣地の竹木の枝が境界線を越えるときは、その竹木の所有者に、その枝を切除させることができる。

(土地の工作物等の占有者及び所有者の責任)

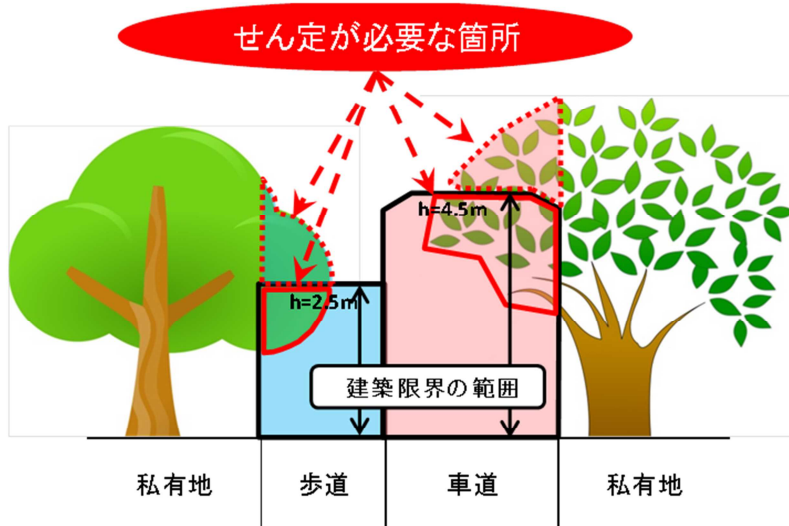
第 717 条 土地の工作物の設置又は保存に瑕疵があることによって他人に損害を生じたときは、その工作物の所有者は、被害者に対してその損害を賠償する責任を負う。ただし、占有者が損害の発生を防止するのに必要な注意をしたときは、所有者がその損害を賠償しなければならない。

2 前項の規定は、竹木の植栽又は支持に瑕疵がある場合について準用する。

(正当防衛及び緊急避難)

第 720 条 他人の不法行為に対し、自己又は第三者の権利又は法律上保護される利益を防衛するため、やむを得ず加害行為をした者は、損害賠償の責任を負わない。ただし、被害者から不法行為をした者に対する損害賠償の請求を妨げない。

2 前項の規定は、他人の物から生じた急迫の危難を避けるためその物を損傷した場合について準用する。



道路法第 30 条及び道路構造令第 12 条では、道路を安全に通行するため、車道の上空 4.5m、歩道の上空 2.5m の範囲に通行の障害となる物を置いてはならないと規定されています。

【裁判事例】

損害賠償請求事件 和歌山地裁田辺支部昭和 46 年(ワ)51 号昭和 47 年 7 月 26 日判決 (確定)

(事件の概要)

国道上に突き出て生育している松の大木の幹に自動車の屋根が衝突し、運転の自由を失い付近の民家に突っ込みブロック塀等を破損し、右自動車を大破し、運転者も負傷した。このため、運転者ら(運転者及び使用者たる会社)は被った損害について、道路管理者と松の木の所有者(占有者でもある)を被告として損害賠償請求訴訟を提起した。

(判決要旨)

松の木所有者は、これを国道上から撤去するなど危険防止について適当な措置を講じなければならぬ立場にあったものと認めことができ、道路管理者とは別個にその植栽支持についての責任を負うものであって、この植栽の支持について、道路管理者の管理支配を受けるべき地位にあったものでないことはいうまでもない。仮に本件事故前に道路管理者から本件松の木の伐採等について何らの指示ないし要請を受けなかったとしても、松の木所有者の責任に影響を及ぼすものではなく、松の木の所有者は民法第 717 条第 2 項に基づき本件事故によって他人に与えた損害については、これを賠償する責任があるものといえることができる。